

平成29年度、30年度航空機等整備用計測器等の校正検定に関する役務契約希望者募集要項

平成29年度、30年度航空機等整備用計測器等の校正検定に関する役務契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)  
分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊航空補給処管理部長

記

- 1 調達品目  
平成29年度、30年度航空機等整備用計測器等の校正検定に関する役務 1式
- 2 公募に応募できる者の資格  
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
  - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
  - (5) 平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」に係る「防衛装備品類の整備」の営業品目を有する者、又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であると認められる者であること(資格の等級及び競争参加地域は問わない)。
  - (6) 当該役務の履行に必要な知識、技能を有する者又は役務履行時までには有することができる者を従事させることができる者であること。
  - (7) 当該役務の履行に必要な品質管理体制を有している又は役務履行時までには有することができる者であること。
  - (8) 次の場所において当該役務が履行可能であること。
    - ア 下総航空基地(千葉県柏市)
    - イ 鹿屋航空基地(鹿児島県鹿屋市)
    - ウ 八戸航空基地(青森県八戸市)
    - エ 厚木航空基地(神奈川県綾瀬市)
    - オ 那覇航空基地(沖縄県那覇市)
    - カ 館山航空基地(千葉県館山市)
    - キ 大村航空基地(長崎県大村市)
    - ク 岩国航空基地(山口県岩国市)
    - ケ 小月航空基地(山口県下関市)
    - コ 徳島航空基地(徳島県板野郡)
    - サ 舞鶴航空基地(京都府舞鶴市)
    - シ 小松島航空基地(徳島県小松島市)
    - ス 大湊航空基地(青森県むつ市)
- 3 参加表明
  - (1) 応募する者は、別紙様式「参加表明書」並びにア、イに掲げる資料及び次項に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。
    - ア 資格審査結果通知書(写)
    - イ 会社の財政状況・経営状況を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書、内部統制システム整備状況の概要等)

- (2) 技術資料は、次に示す項目について提出するものとする。  
技術資料は、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第2号アからウに示す資料の提出を省略することができる。  
また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。
- ア 過去5年間における同等又は類似の実績一覧表（実績がない場合は省略可）  
イ 第2項に規定する体制、能力等を証明する書類（応募にあたり、一部履行に関して制限がある場合については、その旨を参加表明書に付記する。）  
ウ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務によっては、第2項に規定する体制、能力等を証明する書類を添付すること。）
- (3) 対象期間内の提出  
複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。
- (4) 参加表明書及び技術資料（以下「提出資料」という。）はそれぞれ1部、次の提出先に持参又は郵送するものとする。  
なお、提出資料の製本、綴込み等は要しない。  
〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地  
海上自衛隊航空補給処 管理部契約課 契約班審査係
- (5) 提出期間  
平成28年12月19日（月）～平成29年1月27日（金）  
なお、直接持参する場合は休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (6) 新たに体制、設備等が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。
- 4 技術資料の審査等
- (1) 技術資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、設備体制、保全状況等の業態調査のための協力依頼があった場合には、当該施設等への立入りを含め、調査に協力しなければならない。
- 5 審査結果の通知  
公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。
- 6 疑義の申立
- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。  
ア 窓 口  
第3項第4号に同じ。  
イ 時 間  
直接持参する場合は休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して、5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して、3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 7 応募にあたっての留意事項  
応募者は応募に当たり、下記の各号について同意した上で応募するものとする。
- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 提出資料に自社以外のものを引用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出典元を明らかにすること。
- (8) 調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。

## 8 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 審査合格者で著しい経営状況の悪化等により契約の相手方として適当と認められなくなった者は、契約の相手方としない。
- (3) 当該調達品目については、過去の調達実績等に基づき記載してあるため、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、調達が既に終了している場合がある。
- (4) 提出資料は、応募者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 公募に関する問合せ先

### ア 公募全般に関すること

海上自衛隊航空補給処 管理部契約課 契約班審査係  
TEL 0438-23-2361 (内線5085)

### イ 技術資料に関すること

海上自衛隊航空補給処 下総支処 整備部機器整備課 校正検定班  
TEL 04-7191-2321 (内線3256)

別紙様式

(社用整理番号等)

〇〇. 〇〇. 〇〇

(公募実施権者)  
分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊航空補給処管理部長 殿

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

参 加 表 明 書

空補処公示第〇〇-〇〇号 (〇〇. 〇〇. 〇〇)

一連 番号	品 名	備 考
1	平成29年度、30年度航空機等整備用計測器等の校正検定に関する役務	

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書 (写し)
  - 2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書 (空補処公示第〇〇-〇〇号にて提出済)
  - 3 技術資料一式
    - ア 契約実績一覧表
    - イ 何々
    - ウ 何々 ……

※添付書類の記載は一例であり、契約希望者募集要項にしたがい、必要事項を列挙してください。